令和８年（フ）第３５９号
北九州市小倉南区南方１丁目１番３号（えんむすび）、前住所北九州市戸畑区銀座１丁目２番28―405号
破産者　碇　　英人
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和４年（フ）第２８６号
佐賀市兵庫町大字渕4312番地３　シャーメゾンＭ＆Ｙ　Ａ棟、前住所佐賀市兵庫町大字渕1562番地13
破産者　金　　暎完
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７４号
鹿児島市坂之上４丁目24番１号　錫山ハイツ106号
破産者　堀　真一郎
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４６号
福島県二本松市羽石118番地３アーバンハイツ101号
破産者　吉田　　豊
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和７年（フ）第２３５９号
さいたま市南区沼影１丁目１番15号　秋弘コーポ302
破産者　永井　仁司
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７１号
埼玉県北本市石戸５丁目210番地、旧住所埼玉県北本市栄７番地　１―12―407
破産者　早坂　昌巳
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７２２号
さいたま市見沼区大字蓮沼729番地５　ソレイユ大和田205号室
破産者　杉浦　周汰
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８４２号
埼玉県南埼玉郡宮代町和戸４丁目５番11号
破産者　杉江　香織
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６５号
相模原市南区東大沼４丁目６番８号　メゾン丘102
破産者　綱嶋　　望
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２４５号
神奈川県座間市明王４番地の６　パレーシャル明王101号
破産者　小木　淳子
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第４００号
新潟市中央区日の出３丁目５番21号　サンコート35　３号
破産者　田澤　皓太
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７号
福岡県八女市立花町上辺春1014番地
破産者　堤　　一晃
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第２５９号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1084番地１リーブライツ201号
破産者　吉田　光伸
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第５５号
熊本県玉名市山田1539番地５
破産者　岩政　純一
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第９９４号
札幌市中央区南７条西16丁目３番15号　フラワーハイツ３号
破産者　阿坐上満洋
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０４６号
札幌市北区屯田９条12丁目５番12号　パレス・グリーンコム二十一番館201号
破産者　中川　開人
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１６７号
宮城県大崎市古川沢田字筒場５番地１　12号
破産者　及川　篤史
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第５４号
宮城県大崎市古川師山字伊達ケ森10番地
破産者　早坂　　正
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係